



### 長野県告示第471号

平成17年11月1日から木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村及び同郡三岳村を廃し、その区域をもって同郡木曽町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告

示します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

木曽郡木曽町 14,866人

情報政策課統計室

### 長野県告示第472号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

#### 1 指定居宅サービス事業者

##### (1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問介護あいの里	長野市篠ノ井会586番地2	平成17年10月16日
ヘルパーステーションかつら	上伊那郡中川村葛島685番地	〃 〃

##### (2) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
サクラケア佐久店	佐久市中込3639番地3	平成17年10月16日
フリーバード	上伊那郡南箕輪村6451番地7	〃 〃

#### 2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
筑北村居宅介護支援事業所	東筑摩郡筑北村西条4195番地	平成17年10月11日
高田オルソケア居宅介護支援事業所	長野市鶴賀333番地4	平成17年10月16日

高齢福祉課

### 長野県告示第473号

昭和57年長野県告示第415号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

本則中「木曽郡木曽福島町」を「木曽郡木曽町」に改める。

地球環境課

### 長野県告示第474号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

#### 1 望月原銃猟禁止区域

##### (1) 区域

佐久市印内字匠地籍の佐久市道匠2号線と同市道印内上線と

の交点を起点とし、同点から市道印内上線を北進し、農道経塚1号との接点に至り、同点から同農道を東進し、認定外道路大沢との接点に至り、同点から同認定外道路を南進し、佐久市道瓜生御牧原線との接点に至り、同点から同市道を南進し、認定外道路内匠との接点に至り、同点から同認定外道路を西進し、佐久市道匠2号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約76ヘクタール）

##### (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

#### 2 古谷ダム銃猟禁止区域

##### (1) 区域

南佐久郡佐久穂町大日向地籍の国道299号線と町道落合白石線との接点（落合橋）を起点とし、同点から同国道を東進し、同国道と町道古谷ダム日影線との接点（白石橋）に至り、同点から同町道を西進し、同町道と古谷ダム遊歩道との接点に至り、同点から同遊歩道を西進し、同遊歩道と古谷ダムダム堤との接点に至り、同点から同ダム堤を西進し、同ダム堤と町道落合白石線との接点に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約35ヘクタール）

##### (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 3 八千穂高原銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡佐久穂町大字八郡地籍の国道299号線と八柱川との交点を起点とし、同点から同国道を東進し、南佐久郡佐久穂町道2-155号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、南佐久郡佐久穂町道2-157号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、南佐久郡佐久穂町道2-147号線との交点に至り、同点から同町道を東進し、南佐久郡佐久穂町道2-181号線(畑北線)との交点に至り、同点から同町道を北進し、南佐久郡佐久穂町道2-91号線との交点に至り、同点から同町道を西進し、南佐久郡佐久穂町道2-95号線との交点に至り同点から同町道を南進し、南佐久郡佐久穂町道2-98号線との交点に至り、同点から同町道を北進し、南佐久郡佐久穂町道2-99号線(枝沢線)との交点に至り、同点から同町道を西進し、国道299号線との交点に至り、同点から同国道を南進し、佐久穂町有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、八柱川との交点に至り、同点から同川を東進し起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約230ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 4 高登谷高原銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡川上村原地籍の村道南沢線と村営高登谷高原別荘地界との交点北詰を起点とし、同点から同別荘地界を北進し、同別荘地界と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を東進し、更に東南進し、同村有林界と南沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と川上村有林界との接点に至り、同点から同村有林界を西進し、同村有林界と村営高登谷高原別荘地界との接点に至り、同点から同別荘地界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約120ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 5 川上村千曲川河川敷(その2)銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡川上村居倉地籍の村道居倉本線と南佐久郡川上村道5137号線の交点(下木戸橋)を起点とし、同点から南佐久郡川上村道5137号線を東進し、南佐久郡川上村道居倉本線との交点(居倉橋)に至り、同点から南佐久郡川上村道居倉本線を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 6 川上村千曲川河川敷(その3)銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡川上村秋山地籍の村道秋山学校線・西向線と南佐久郡川上村道6103号線との交点(秋山3号橋)を起点とし、同点から南佐久郡川上村道6103号線を東進し、南佐久郡川上村道秋山学校線・西向線との交点(秋山1号橋)に至り、同点から南佐久郡川上村道秋山学校線・西向線を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 7 森下銃猟禁止区域

## (1) 区域

南佐久郡南牧村海ノ口655番地1と国道141号線の接点を起点とし、同点から同国道を南進し、南佐久郡南牧村道2069号線との交点に至り、同点から同村道を南西進し、南佐久郡南牧村海ノ口1465番地3との接点に至り、同点から杣添川の左岸側を南東進し、南佐久郡南牧村海ノ口1474番地9との接点に至り、同点から杣添川の右岸側を北進し、千曲川との接点に至り、同点から千曲川の右岸側を北西進し、南佐久郡南牧村海ノ口268番地2との接点に至り、同点から千曲川を西進し起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約30ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 8 上田リサーチパーク銃猟禁止区域

## (1) 区域

上田市大字下之郷の上田市道下之郷須川線と上田市道構迎原11号線との接点を起点とし、同点から同市道を北進し、上田市道東塩田14号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、郎川との接点に至り、同点から同川を北西進し、塩田運動公園南側道路との接点に至り、同点から同道路を東進し、上田市道東塩田11号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、民有林2林班イ小班13と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、民有林2林班イ小班21と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、標高約580メートル地点に至り、同点から民有林と国有林の境界を南西進し、リサーチパーク内山洋電気株式会社北端と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、リサーチパーク内通称第1号公園東端と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、農地と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、上田市道下之郷須川線との交点に至り、同点から民有林と国有林の境界を南西進し、上バリノ沢との接点に至り、同点から通称東塩田北専用水路管理道路を北西進し、上田市道富士山運動公園線との接点に至り、同点から同市道を南進し、民有林と農地の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、上田市道東塩田18号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道構迎原13号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、上田市道下之郷須川線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約70ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 9 東塩田林間工業団地銃猟禁止区域

## (1) 区域

上田市大字富士山字久保の上田市道久保峠線と上田市道鴻ノ巣線との接点を起点とし、同点から同市道鴻ノ巣線を北東進し、民有林と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同市と小県郡丸子町の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、民有林36林班ロ小班5と同林班ト小班7の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林36林班と民有林37林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、上田市道富士山49号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、県道別所丸子線との接点に至り、同点から同県道を西進し、通称北の入池西端道路との接点に至り、同点から同道路を北西進し、上田市道富士山108号線との接点に至り、同点から同市

道を北東進し、上田市道久保峠線との接点に至り、同点から同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約150ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 10 信州丸子高原グリーンヒル銃猟禁止区域

## (1) 区域

小県郡丸子町大字腰越地籍の小県郡丸子町道腰越北佐久線と小県郡丸子町道深山原山1号線との交点を起点とし、同点から小県郡丸子町道腰越北佐久線を南東進し、小県郡丸子町と同郡長和町の町界との交点に至り、同点から同町界を北西進し、民有林87林班二小班17界との交点に至り、同点から同林小班と民有林88林班イ小班との境界を東進し、民有林87林班ホ小班と民有林88林班イ小班的境界との交点に至り、同点から民有林87林班ホ小班と同林班へ小班との境界を東北進し、民有林87林班ハ小班界との交点に至り、同点から同境界を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約30ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 11 諏訪湖銃猟禁止区域

## (1) 区域

諏訪湖水面一円の区域(面積約1,330ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 12 上の山銃猟禁止区域

## (1) 区域

上伊那郡辰野町小野雨沢波沼地籍の国道153号線と県道榑川岡谷線の接点を起点とし、同点から同県道を西進し、中村地籍において、同県道と町道藤沢中村線の接点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と駒沢川の交点(丸山橋)に至り、同点から同川を東進し、同川と国道153号線の交点に至り、同点から同国道を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約135ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 13 栃ヶ洞銃猟禁止区域

## (1) 区域

飯田市上郷黒田地籍の野底川とアシ沢との合流点を起点とし、同点から同川を北西進し、同川と豆沢との合流点に至り、同点から通称麦ツキ平に通じる尾根を北東進し、同尾根と野底山公園歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、同歩道と飯田市座光寺と同市上郷の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、一の沢三角点(標高875.3メートル)を経て、同境界と野底山公園歩道との接点に至り、同点から同歩道を南進し、同歩道と市道山田パイロット線の接点に至り、同点から同市道を東進し、同市道と市道栃ヶ洞山田線との接点に至り、同点から同市道栃ヶ洞山田線を南進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点から同保安林界を南西進し、同保安林界と市道八幡原線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と保安林界との交点に至り、同点から同保安林界を北進し、更に西進し、更に南進し、同保安林界とアシ沢との交点に至り、同点から同沢を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約70ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 14 喬木唐沢銃猟禁止区域

## (1) 区域

下伊那郡喬木村阿島の県道伊那生田飯田線と下伊那郡喬木村道507号線との接点を起点とし、同点から同県道を北東進し、下伊那郡喬木村道223号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、下伊那郡喬木村道51号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、下伊那郡喬木村道245号線との接点に至り、同点から同村道を南進し、通称犏牛原の南端との接点に至り、同点から同南端を西進し、通称ハコナギ西尾根との接点に至り、同点から同尾根を南進し、鞍馬沢との接点に至り、同点から同沢を西進し、下伊那郡喬木村道507号線との交点に至り、同点から同村道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約24ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 15 藪原銃猟禁止区域

## (1) 区域

木曾郡木祖村大字藪原の県道奈川木祖線と五反田橋との接点を起点とし、同点から同県道を南進し、木曾郡木祖村道大洞線との接点に至り、同点から同村道を南進し、大洞橋との接点に至り、同点から同橋を西進し、林道藪原線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道から木曾郡木祖村道小学校線に通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、同村道との接点に至り、同村道を北進し、五反田橋との接点に至り、同点から同橋を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約28ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 16 杓沢湖銃猟禁止区域

## (1) 区域

塩尻市大字洗馬字芦ノ田地籍の市道杓沢線と市道藤塚杓沢線との接点を起点とし、同点から同市道杓沢線を北西進し、更に南西進し、同市道と杓沢湖管理道路との接点に至り、同点から同管理道路を北進し、同管理道路と農道洗馬2号線との接点に至り、同点から同農道を北進し、更に南東進し、同農道と市道藤塚杓沢線との接点に至り、同点から同農道を南東進し、更に南西進し、更に南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約11ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 17 落倉銃猟禁止区域

## (1) 区域

北安曇郡白馬村北城地籍の県道千国北城線と一級河川楠川との交点(瀬戸の橋)を起点とし、同点から同川を北西進し、同村と北安曇郡小谷村の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と東京電力送電線黒部北幹線との交点に至り、同点から同送電線を南進し、北安曇郡白馬村道3097号線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、北安曇郡白馬村道0209号線との接点に至り、同点から同村道を東進し、県道千国北城線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約240ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 18 夜間瀬川銃猟禁止区域

## (1) 区域

下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の県道宮村湯田中停車場線の星川橋を起点とし、同点から同県道を西進し、国道292号線との交点に至り、同点から同国道を北進し、山ノ内町と中野市との市町界に至り、同点から同市町界を北進し、国道403号線の夜間瀬橋との交点に至り、同点から同国道を東進し、下高井郡山ノ内町道砂止夜間瀬線との交点に至り、同点から同町道を東進し、県道宮村湯田中停車場線との交点に至り、同点から同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約93ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## 19 樽川銃猟禁止区域

## (1) 区域

飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢線と烏川との交点を起点とし、同点から同川を西進し、樽川右岸の堤防道路との接点に至り、同点から同堤防道路を南進し、下高井郡木島平村道604号線と交点に至り、同点から同村道を西進し、樽川左岸堤防道路との交点に至り、同点から同堤防道路を北進し、飯山市大字瑞穂337番地270との接点に至り、同点から飯山市道4-302号線の庚申塔を直線で結び庚申塔に至り、同点から同市道を南進し、県道飯山野沢線との交点に至り、同点から県道飯山野沢線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約21ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

森林保全課

## 長野県告示第475号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

## 1 木次原鳥獣保護区

## (1) 区域

南佐久郡北相木村木次原地籍の林道木次原線と北相木村有林界との交点を起点とし、同点から同村有林界(尾根)を東進し、同村有林界と県道上野小海線との接点に至り、同点から同県道を東進し、同県道と長野県と群馬県の県界との接点(ぶどう峠)に至り、同点から同県界を500メートル南進し山頂に至り、同山頂から西方に伸びる尾根を西進し、同尾根と林道木次原線との接点に至り、同点から同林道を南進し、同林道と国有林界との接点に至り、同点から同国有林界(尾根)を西北進し、同国有林界と北相木村有林界との接点に至り、同点から同村有林界(尾根)を東北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約220ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、南佐久郡北相木村の相木川上流に位置する標高1,200メートルから1,600メートルの地域で、多くの沢があり、水量も豊富で、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えているから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 2 春日鳥獣保護区

## (1) 区域

佐久市春日地籍の林道鹿曲川線の山神橋を起点とし、同点から同林道を南進し、同林道と林道小屋ヶ沢線との接点に至り、同点から林道小屋ヶ沢線を北東進し、同林道と林道細小路川線との交点に至り、同点から林道細小路川線を南進し、同林道の終点に至り、同点から県有林と私有林との境界線を東南進し、県有林と国有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、佐久市と茅野市の市界との接点(大河原峠)に至り、同点から同市界を西進し、佐久市と北佐久郡立科町の郡市界との接点に至り、同点から同郡市界を北進し、同郡市界と林道夢の平線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と林道唐沢線との交点に至り、同点から林道唐沢線を北東進し、同林道と望月高原牧場銃猟禁止区域の境界線との交点に至り、同点から同境界線を北東進し、同境界線と春日財産区と私有林との境界線の交点に至り、同点から同区私有林界を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約1,950ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、佐久市春日地籍の春日溪谷上流に位置する標高1,150メートルから2,350メートルの地域で、多くの沢があり、水量も豊富で、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 3 真田中学校野鳥愛護林鳥獣保護区

## (1) 区域

小県郡真田町渋沢地籍の民有林60林班イ小班11の区域(面積約3ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、昭和40年に設定され、小県郡真田町立真田中学校PTAを中心として積極的な野鳥保護活動を行っており、生徒の野鳥観察の場の提供並びに将来にわたる野鳥愛護のため、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 4 塩嶺鳥獣保護区

## (1) 区域

岡谷市塩尻峠付近の国道20号線と岡谷市道小野立公園内線との接点を起点とし、同点から同国道を北西進し、松井沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、塩尻市と岡谷市の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、松本市と岡谷市の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、ナメシ沢との接点(通称カヤマ場)に至り、同点から同沢を南進し、横河川との接点に至り、同点から同川を南進し、林道横河山線との交点(観音橋)に至り、同点から同林道を南進し、作業道大だくみ

線との接点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道塩嶺高ボッチ山線との接点に至り、同点から同林道を北西進し、塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、同林道を横切り、同林道との交点に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端に至り、同点から同植物園界を南進し、深沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、旧中山道との交点に至り、同点から同道を北西進し、岡谷市道小野立公園内線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地2ヘクタールは除く(面積約1,882ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、岡谷市西北部の横河川上流右岸に位置する標高1,100メートルから2,000メートルの地域で、天然広葉樹林や天然アカマツ林、カラマツ、ヒノキ等の人工林がほとんどを占めており、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 5 本郷鳥獣保護区

## (1) 区域

松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界と、美鈴湖西側を東北から南西に延びる尾根との交点を起点とし、同点から同尾根を北東進し、本郷財産区有林と私有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、南沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、林道美ヶ原線から県有林に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北進し、本郷財産区有林と県有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、登沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、舟沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、中部電力送電線信濃東信線との交点に至り、同送電線を北進し、作業道舟ヶ沢線との交点に至り、同点から同作業道を北進し、中部電力送電線信濃東信線R68号鉄塔に至り、同点から同送電線を北進し、中部電力送電線信濃東信線R69号鉄塔に至り、同点から中部電力送電線信濃東信線L69号鉄塔に通じる尾根を西進し、同鉄塔に至り、同鉄塔から同送電線を北進し、松本市大字三才山と同市保福寺町の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、松本市保福寺町と小県郡丸子町の接点に至り、同点から松本市と小県郡丸子町の境界を南進し、武石峠に至り、同峠から松本市と小県郡武石村の境界を南進し、松本市大字三才山と同市大字里山辺の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,244ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、女鳥羽川上流の標高1,200メートルから1,800メートルの南向き斜面に位置し、尾根や沢が深く入り込む起伏に富んだ地域で、各所に湧水や溪流が存在します。林相は、カラマツ等の人工林を主とし、ミズナラ等の広葉樹林や天然アカマツ林も見られ、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 6 東山地区鳥獣保護区

## (1) 区域

松本市と塩尻市の境界と、塩尻市道大沢線との交点を起点とし、同点から同境界を東進し、松本市と塩尻市と岡谷市の接点に至り、同点から塩尻市と岡谷市の境界を南進し、荷直峠に至り、同点から四沢を南西進し、塩尻市道片丘線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、林道片丘線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、林道大沢線との交点に至り、同点から同林道を西進し、塩尻市道大沢線との接点に至り、同点から同市道を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約737ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、塩尻市東側の高ボッチ山系の標高900メートルから1,600メートルの西斜面に位置し、起伏に富んだ地形で各所に湧水や沢が存在します。一帯は森林地帯であり、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 7 波田町黒川鳥獣保護区

## (1) 区域

東筑摩郡波田町の黒川と梓川との合流点を起点とし、同点から通称日向岩の尾根を東進し、林道黒川線との交点に至り、同点から同林道を南進し、東筑摩郡波田町有林と県有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、川沢と東ヨモギ沢の分水嶺との接点に至り、同点から同分水嶺を南東進し、同町と東筑摩郡朝日村の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、鉢盛山2,446.4メートル三角点に至り、同点から同町と松本市大字奈川の境界を北進し、同町と松本市大字奈川と同市大字安曇の境界の接点に至り、同点から同町と同市大字安曇の境界を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,032ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、東筑摩郡波田町の黒川上流に位置する標高800メートルから2,400メートルの鉢盛山北斜面の地域で、地形の変化に富み、森林の林相が多様なことから多くの鳥獣類が生息している。黒川を主流とした多彩な溪流の環境は、鳥類の生育に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 8 白馬村鳥獣保護区

## (1) 区域

北安曇郡白馬村飯森地籍の国道148号線と白馬村道2072号線との接点を起点とし、同点から同村道を西進し、同村道と村道2071号線との接点に至り、同点から村道2071号線を西進し、同村道と村道2094号線との接点に至り、同点から村道2094号線を北西進し、47スキー場入口を経て一級河川平川の源太郎えん堤右岸に至り、同点から同えん堤を横断し、同えん堤左岸の村道2103号線との接点に至り、同点から同村道を南西進し、同村道と崩沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し、同沢と八方尾根遊歩道との交点(八方池山荘)に至り、同点から同遊歩道を北東進し、同遊歩道と咲花北尾根との交点(黒菱平)に至り、

同点から同尾根を北東進し、同尾根と県道白馬岳線との交点(二股橋)に至り、同点から同県道を南東進し、八方集落を経て同県道と国道148号線との交点(白馬駅前)に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,350ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、白馬村の西部山岳地帯に位置する標高700メートルから1,900メートルの地域で、スギ、カラマツの人工林をはじめとし、広葉樹林帯やコメツガ等の低木群落で構成され、鳥獣の生育に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

森林保全課

## 9 野尻鳥獣保護区

## (1) 区域

上水内郡飯綱町と中野市との市町界と県道古間永田線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、信濃町大字古間柴津地籍において同県道と農道中央線との交点に至り、同点から同農道を北西進し、同農道終点と展望台とを直線で結び同展望台に至り、同展望台から県道水穴田口線を北東進し、大字古間市川地籍において斑尾山から東西に延びる通称市川尾根を東進し、斑尾山1,381.8メートル三角点に至り、同点から信濃町と中野市との境界線を南進し、信濃町、飯綱町及び中野市との境界線の交点に至り、同点から飯綱町と中野市との境界を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約842ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、上水内郡飯綱町及び中野市の斑尾山麓に位置し、一帯が広葉樹林で構成されており、鳥獣の生育環境として良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 10 十三崖特殊鳥獣保護区

## (1) 区域

中野市上手の夜間瀬川に架かる送水管の南西端(中野市道越橋竹原線との接点)を起点とし、同点から同送水管を北進し、中野市深沢部落西端崖上の点に至り、同点から耕地と林地の境界を東進し、下高井郡山ノ内町宇木地籍吉野地蔵に至り、同点から対岸の中野市菅チョウゲンボウ住宅団地東端の道路と中野市道越橋竹原線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約35ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、チョウゲンボウの営巣地として、国からの特別天然記念物の指定を受けており、チョウゲンボウの生息環境として良好な条件を備えていることから、身近な鳥獣の生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 11 野々海鳥獣保護区

## (1) 区域

飯山市及び下水内郡栄村所在の国有林北信森林管理署管内の161林班、163林班及び164林班の区域並びに飯山市所在の野々海池の区域(面積約540ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該区域は、野々海池に数多くのカモ類が集団渡来し、また周辺は天然広葉林で、鳥獣の生育環境に良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地として、鳥獣保護区の存続期間を更新するものです。

## 長野県告示第476号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

## 1 塩嶺鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 区域

岡谷市塩尻峠付近の国道20号と岡谷市道小野立公園内線との接点を起点とし、同点から同国道を北西進し、松井沢との交点に至り、同点から同沢を北東進し、塩尻市と岡谷市の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、通称カエルが池との接点に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界を東進し、塩嶺高ポッチハイキングコースとの接点に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道塩嶺高ポッチ山線を二度横切り、同林道との交点に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端に至り、同点から同植物園界を南進し、深沢との接点に至り、同点から同沢を南東進し、旧中山道との交点に至り、同点から同道を北西進し、岡谷市道小野立公園内線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、塩尻市大字東山上条益司所有の宅地及び農地2ヘクタールは除く(面積約121ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

## ア 指定区分

森林鳥獣生息地の特別保護地区

## イ 指定目的

当該地域を含む塩嶺鳥獣保護区は、多様な森林環境を有する広大な面積を有し、鳥獣の生息環境として良好な条件を備えた地域であります。

また、鳥獣保護意識の普及啓発上及び自然環境の保全上から非常に重要な地域であるため、特別保護地区として指定し、森林鳥獣の生息地の保全を図るものです。

## 2 十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区

## (1) 区域

十三崖特殊鳥獣保護区内の夜間瀬川右岸の中野市深沢部落西端から下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上に至る約1,650メートルの間の高さ10メートルから20メートルの通称十三崖の区域(面積約3ヘクタール)

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

## ア 指定区分

身近な鳥獣の生息地の特別保護地区

## イ 指定の目的

当該区域は、チョウゲンボウの生育環境に良好な条件を備えていることから、特別保護地区として指定し、身近な鳥獣の生息地の保全を図るものです。

森林保全課

## 長野県告示第477号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

## 1 北アルプス北部鳥獣保護区

## (1) 区域

長野県と新潟県との県界及び北安曇郡白馬村と同郡小谷村の村界との交点を起点とし、同点から同村界を東進し、北安曇郡白馬村所在の国有林中信森林管理署管内626林班と627林班の境界との交点に至り、同点から国有林626林班イ小班界を南進し、国有林625林班と626林班の境界との交点に至り、同点から国有林625林班ト小班界を南西進し、国有林625林班ハ小班界との交点に至り、同点から同林小班界を南進し、国有林621林班と625林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、国有林621林班ニ小班と同林班ホ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林621林班と民有林78林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、国有林621林班と民有林74林班の境界との交点に至り、同点から民有林74林班と78林班との境界を東進し、民有林74林班と76林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、民有林75林班と76林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、民有林70林班と75林班の境界との交点に至り、同点から民有林70林班と77林班との境界を東進し、国有林622林班と民有林70林班の境界との交点に至り、同点から民有林69林班と70林班との境界を南進し、民有林68林班と70林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、民有林53林班と70林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、国有林620林班と民有林53林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、国有林620林班イ小班と同林班ロ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、国有林619林班と620林班の境界との交点に至り、同点から国有林619林班イ小班と同林班ロ小班との境界を南進し、国有林508林班と619林班の境界との交点に至り、同点から国有林508林班イ小班と同林班ハ小班との境界を南進し、国有林508林班イ小班と同林班ホ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林508林班イ小班と同林班ニ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、国有林508林班と509林班の境界との交点に至り、同点から国有林509林班イ小班と同林班ハ小班との境界を南進し、国有林509林班と510林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、国有林510林班ハ小班と同林班ワ小班の境界との交点に至り、同点か

ら同境界を南進し、国有林510林班と512林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、国有林512林班イ小班と同林班ロ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林512林班と513林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林513林班と514林班の境界との交点に至り、同点から国有林513林班イ小班と同林班ロ小班の境界を南進し、国有林513林班と514林班の境界との交点に至り、同点から国有林514林班イ小班と同林班ニ小班との境界を南進し、国有林514林班イ小班と同林班ホ小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林514林班と515林班の境界との交点に至り、同点から国有林515林班イ小班と同林班ニ小班との境界を南進し、国有林515林班イ小班と同林班ト小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林515林班と516林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、国有林515林班と521林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、長野県と富山県の県界との交点に至り、同点から同県界を北進し、長野県と新潟県の県界との交点に至り、同点から同県界を北進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約3,945ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

## (3) 保護に関する指針

当該地域は、中部山岳国立公園の特別保護地区に指定されているとともに、南側は国指定の北アルプス鳥獣保護区に、北側は風吹岳鳥獣保護区に接するため、本地域を指定し、これら地域を接続させることにより、北アルプス山域一帯の多様な鳥獣の生息域の確保を図るものです。

森林保全課

## 長野県告示第478号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成17年10月27日

長野県知事 田中康夫

## 1 川越石休猟区

## (1) 区域

南佐久郡北相木村字元白岩地籍の村道寄沢1号線と林道北山線との交点を起点とし、同点から同村道を北進し、林道東山線との交点に至り、同点から同林道を北進し、同林道と通称パールの尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、南佐久郡北相木村と同郡小海町の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、南佐久郡小海町と同郡佐久穂町の境界との交点に至り、同点から同境界を東進し、長野県と群馬県の県界との交点に至り、同点から同県界を南進し、民有林と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、林道北山線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積約474ヘクタール）

## (2) 存続期間

平成17年11月1日から平成20年10月31日まで

## 2 陣馬形休猟区





## 長野県教育委員会告示第11号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行します。

平成17年10月27日

長野県教育委員会

本則の表中「木曾福島町 上松町」を「上松町」に、「木祖村 日義村 開田村 三岳村」を「木曾町 木祖村」に改める。

教学指導課

## 選告示第64号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成17年10月27日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「南安曇郡豊科町大字豊科5685」を「安曇野市豊科5685」に、

「南安曇郡豊科町大字豊科5777-1」を

「安曇野市豊科5777-1」に、

「南安曇郡豊科町大字豊科3100」を「安曇野市豊科3100」に、

「南安曇郡穂高町大字穂高4634」を「安曇野市穂高4634」に、

「南安曇郡三郷村大字小倉6086-2」を

「安曇野市三郷小倉6086-2」に改め、同表の不在者投票のできる

老人ホーム中

「特別養護老人ホーム 木曾郡三岳村10039

なんてんの里

社会福祉法人孝明

東筑摩郡明科町大字七貴3681 を

特別養護老人ホーム

孝明館

」

「特別養護老人ホーム 木曾郡三岳村10039

なんてんの里

」に、

「豊岳荘 南安曇郡豊科町大字豊科5691-1」を

「社会福祉法人孝明

特別養護老人ホーム

安曇野市明科七貴3681

に、

孝明館

豊岳荘

安曇野市豊科5691-1」

「南安曇郡豊科町大字豊科5691-1」を

「安曇野市豊科5691-1」に、

「南安曇郡豊科町大字高家5285-11」を

「安曇野市高家5285-11」に、

「南安曇郡穂高町大字穂高4790」を「安曇野市穂高4790」に、

「南安曇郡穂高町大字有明7550-7」を

「安曇野市穂高有明7550-7」に、

「南安曇郡三郷村大字小倉4135」を「安曇野市三郷小倉4135」に、

「南安曇郡三郷村大字小倉6079-1」を

「安曇野市三郷小倉6079-1」に、

「南安曇郡堀金村大字烏川2048-2」を

「安曇野市堀金烏川2048-2」に改め、同表の不在者投票のできる

身体障害者更正援護施設中

「南安曇郡三郷村大字小倉2685-1」を

「安曇野市三郷小倉2685-1」に改め、同表の不在者投票のできる

介護老人保健施設中

「医療法人城西医療財団

老人保健施設

安曇のメディア

南安曇郡豊科町大字豊科5633-1 を

」

「医療法人城西医療財団

老人保健施設

安曇野メディア

安曇野市豊科5633-1 に、

」

「南安曇郡豊科町高家5285-11」を

「安曇野市豊科高家5285-11」に、

「南安曇郡穂高町大字有明7261-3」を

「安曇野市穂高有明7261-3」に改める。

選挙管理委員会